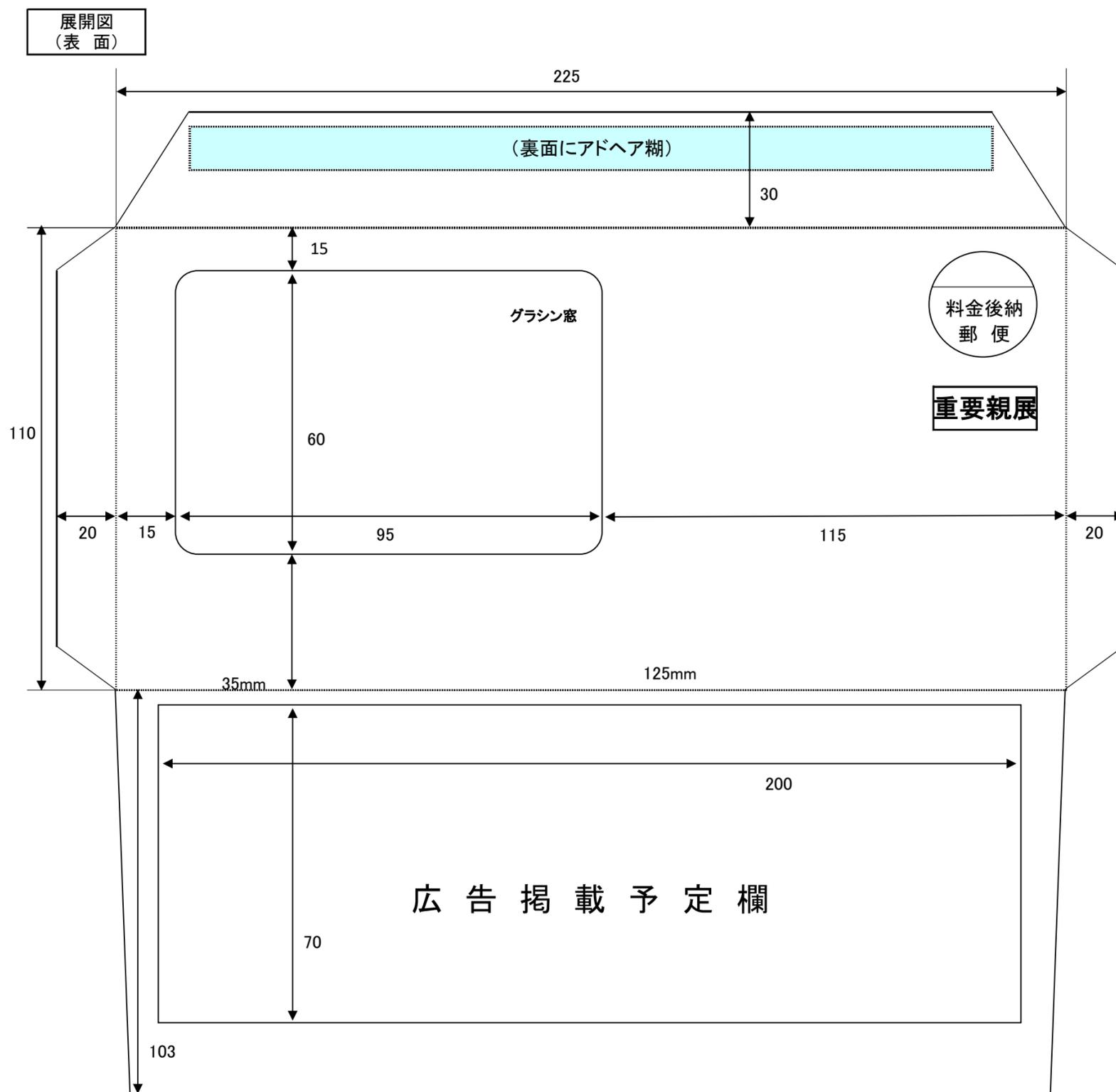


「重複頻回用窓あき封筒（アドヘア糊） 買入」仕様書

1. 品名	重複頻回用窓あき封筒（アドヘア糊）
2. 規格	別紙「重複頻回用窓あき封筒 設計書」のとおり
3. 数量	2,100 枚
4. 紙質	サラシクラフト紙 ハトロン判 75.5K g ※別紙「大阪市グリーン調達方針（封筒関係）」に記載の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。ただし、古紙パルプ配合率についての基準を除く。
5. 刷色	両面印刷 表：1色（緑） 裏：1色（緑）
6. 加工等	<ul style="list-style-type: none"> <li>封筒裏面は全面緑色で、一面に大阪市章を白抜きにして印刷すること。（密度を濃くし、中身が見えないようにすること）</li> <li>封筒表面（窓あき面）に、別紙「封筒表面（窓あき面）挿入イラスト」のイラスト・文言を印刷すること。</li> <li>グラシン窓加工（不透明度 20%以下）を 1 か所施すこと。（位置は、別紙「重複頻回用窓あき封筒 設計書」参照）</li> <li>フラップ部分は折らず、封緘部分にアドヘア糊加工を施すこと。</li> </ul>
7. 納入場所	福祉局 保険年金課（給付グループ）
8. 納入期限	令和 8 年 5 月 1 日（金）
9. 担当	〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所内 4 階 福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ） 鎌田 TEL：06-6208-7968
10. 校正	簡易校正（担当 2 回 色校正あり）
11. 梱包方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>納入場所ごとに梱包すること。</li> <li>100 枚ずつ区切られる仕切りをつけた A 式ダンボール箱（1 箱の梱包上限は 1,000 枚）を使用すること。1,000 枚を超えない場合は、100 枚ずつ紙帯留めをし、A 式ダンボール箱又は紙袋等を使用すること。</li> <li>梱包した箱等の幅の狭い方の側面に「品名・数量・納入年月・製造業者名」を記載したラベルを貼付すること。</li> </ul>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「広告掲載予定欄」については、詳細が決まり次第 PDF にて速やかにデータ提供する。（4 月上旬予定）</li> <li>契約締結後すみやかに本案件を見積した積算となる内訳明細書を担当へ提出すること。</li> <li>見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。</li> <li>本格作製前に見本 10 枚を担当に提出すること。（見本は数量に含まない）</li> <li>本格作製は、担当の承認を得て行うこと。</li> <li>納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に完了すること。</li> <li>納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付）</li> <li>大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）</li> <li>受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）</li> <li>車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の 3 日前（3 日前が土・日・祝の場合は実行日直前の担当開庁日）までに担当へ報告すること。（ただし、車高 2.8m を越える車両は市役所本庁舎地下駐車場への搬入・搬出に使用できない。）</li> <li>見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。</li> <li>著作権は本市に帰属する。</li> </ul>

(別紙) 重複頻回用窓あき封筒 (アドヘア) 設計書



・裏面は全面緑色で、一面に大阪市章を白抜きにして印刷すること(密度を濃くし、中身が見えないようにすること。)  
 ・サイズは全てミリメートル単位 ・点線は折り線

別紙「封筒表面（窓あき面）挿入イラスト」

料金後納  
郵便

重要 親展



国民健康保険から  
の大切なお知らせ

大阪市 福祉局  
生活福祉部 保険年金課  
〒530-8201  
大阪市北区中之島1-3-20

## 大阪市グリーン調達方針（封筒関係）

次の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること

<p>事務用封筒（紙製） 紙袋（封筒）</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。</li> <li>・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> </ul>
<p>窓付き封筒（紙製）</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。</li> <li>・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕</li> <li>・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</li> </ul>
	<p><b>【各封筒共通・配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> </ul>

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

## その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

### グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。